

議案第 30 号

福津市立小中学校給食費の改定に係る諮問について

福津市学校給食委員会に別紙のとおり諮問する。

令和 8 年 8 月 24 日

福津市教育委員会
教育長 薄 俊 哉

理 由

令和 7 年 9 月 3 日福津市学校給食委員会において、児童生徒に栄養バランスのとれた安全安心な学校給食を安定的に提供していく為にも、令和 9 年 4 月からの学校給食費の見直しは、令和 8 年度に行うべきと答申があった。よって、福津市立小中学校給食費の改定について諮問したいので、教育委員会の議決を求める。

これが、この議案を提出する理由である。

案

福教学第 号
令和 年 月 日

福津市学校給食委員会会長 様

福津市教育委員会

福津市立小中学校給食費の改定について（諮問）

このことについて、下記のとおり貴審議会に諮問します。

記

1. 諮問事項

福津市立小中学校の給食費の見直しについて

2. 諮問理由

令和7年9月3日の福津市学校給食委員会において、児童生徒に栄養バランスのとれた安全安心な学校給食を安定的に提供していく為にも、令和9年4月からの学校給食費の見直しは、令和8年度に行うべきと答申があったため。

議案第 31 号

福津市教育委員会の事務に関する点検・評価について

令和 7 年度に執行した教育委員会の事務に関する点検・評価報告書を別紙のとおり作成し公表する。

令和 8 年 8 月 24 日

福津市教育委員会
教育長 薄 俊 哉

理 由

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 26 条第 1 項の規定に基づき、令和 7 年度の教育委員会の事務の管理及び執行状況について自己点検及び評価を行い、同条第 2 項の規定に基づく学識経験を有する者 3 名からの意見を聴取したことを受け、別紙のとおり報告書を作成し公表する。

これが、この議案を提出する理由である。

参 考

○地方教育行政の組織及び運営に関する法律（抄）

（教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等）

第二十六条 教育委員会は、毎年、その権限に属する事務（前条第一項の規定により教育長に委任された事務その他教育長の権限に属する事務（同条第四項の規定により事務局職員等に委任された事務を含む。）を含む。）の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しなければならない。

2 教育委員会は、前項の点検及び評価を行うに当たっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るものとする。

議案第 3 2 号

学校給食費の無償化についての見解、及び中学校の給食費の保護
者負担をゼロにすることを求める請願書について

上記の議案を上程する。

令和 8 年 8 月 2 4 日

福津市教育委員会
教育長 薄 俊 哉

理 由

令和 8 年 8 月 4 日に、福津市教育委員会請願処理規則（平成 1 7 年福津市教育委員会規則第 4 号）第 2 条の規定に基づき請願書が提出されたことに伴い、審査した結果、同規則第 3 条第 1 項に規定する事項に該当することから会議に付議し、同規則第 4 条の規定に基づき教育委員会の採決を受ける必要があるため。

これが、この議案を提出する理由である。

参 考

○福津市教育委員会請願処理規則

（趣旨）

第 1 条 この規則は、福津市教育委員会（以下「教育委員会」という。）に対する請願、陳情等（以下「請願等」という。）の処理に関し、必要な事項を定めるものとする。

（請願書等の提出）

第 2 条 教育委員会に対し請願等をしようとする者は、次の各号に掲げる事項を記した書面（以下「請願書等」という。）を教育委員会教育長（以下「教育長」という。）に提出しなければならない。

- （1） 件名
- （2） 請願等の趣旨
- （3） 請願等を行う者の住所及び氏名（法人等にあつては、その所在地、名

称及び代表者の氏名)

(請願書等の処理)

第3条 教育長は、前条の規定により請願書等の提出があった場合において、当該請願書等の内容が福津市教育委員会事務委任規則（平成17年福津市教育委員会規則第7号）第2条第1号から第3号まで、第6号、第7号、第12号から第14号まで及び第18号に規定する事項に係るものであるときは、原則として会議に付議するものとする。

2 教育長は、請願等のうち会議に付議しないものについては、採択・不採択を決定しないものとし、教育委員会に報告するものとする。

3 教育長は、各月の10日までに受理した請願等については、当該月に招集される教育委員会の定例会議に、各月の11日以降に受理した請願等については、翌月に招集される教育委員会の定例会議に付議又は報告するものとする。

第4条 教育委員会は、前条第1項の規定により請願等が会議に付議されたときは、これに対し採決しなければならない。

第5条 教育委員会は、必要があると認めるときは、請願等をした者に対し出頭を求め、直接その趣旨を述べさせることができる。

(通知)

第6条 教育委員会は、請願等の審議結果を、教育長を経て当該請願等を行った者に通知する。

(雑則)

第7条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

○福津市教育委員会事務委任規則（抄）

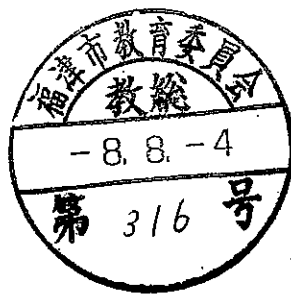
(教育長に対する事務委任)

第2条 教育委員会は、次に掲げるものを除き、その権限に属する事務を教育長に委任する。

- (1) 教育に関する事務の管理及び執行の基本的な方針に関すること。
- (2) 教育委員会規則及びその他教育委員会の定める訓令の制定及び改廃に関すること。
- (3) 教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の設置及び廃止に関すること。
- (4) 教育委員会事務局、教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の職員の懲戒、任免及びその他の人事に関すること。
- (5) 県費負担教職員の懲戒並びに任免及び分限について内申すること。
- (6) 教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価に関するこ

と。

- (7) 法第27条及び第29条その他の法令の規定による教育委員会への意見聴取に対する意見の申出に関する事。
- (8) 教育長及び教育委員の辞職の同意に関する事。
- (9) 学校医、学校歯科医及び学校薬剤師を委嘱する事。
- (10) 附属機関の委員の任免、委嘱及び解嘱に関する事。
- (11) 附属機関に対して重要な諮問をする事。
- (12) 学齡児童生徒の就学すべき学校の区域を指定し、又はこれを変更する事。
- (13) 福津市の文化財を指定し、又は指定を解除する事。
- (14) 土地、建物その他の重要な教育財産（1件の予定価格が2,000万円未満のものを除く。）の取得及び処分を申し出る事。
- (15) 請願、陳情等処理する事。
- (16) 市長の補助機関たる職員若しくは市長の管理に属する行政機関の長に教育委員会の権限に属する事務の一部を委任し、又は補助執行させる事。
- (17) 市長の権限に属する事務の一部を教育委員会に委任する事又は教育委員会の補助機関たる職員等に補助執行させることに関する協議に対し同意等をする事。
- (18) 教科書の採択に関する事。
- (19) 行政文書又は個人情報の公開及び開示決定等に関する事。
- (20) 審査請求(教育長に委任された行政処分に係るものを除く。)及び訴訟等に関する事。
- (21) 教育委員会の後援に関する事。
- (22) 表彰に関する事。
- (23) 叙位及び叙勲に関する事。
- (24) 告示、公告、公表及び公示に関する事。



令和8年8月4日

請 願 書

福津市教育委員会
教育長 薄 俊哉 様

学校給食費の無償化についての見解、

及び中学校の給食費の保護者負担をゼロにすることを求めます。

【請願の趣旨】

学校給食法では「給食は教育の一環」と位置づけ、憲法26条では「義務教育は無償」としています。教科書代が無償であるのと同様に給食費も全額公費で負担する必要があるのではないのでしょうか。

令和8年度より、国からの「給食費負担軽減交付金」や「物価高騰対策交付金」を使用し、小学校の給食費の保護者負担をすべてなくしたことは福津市として大きな成果です。

一方で同じく義務教育である中学校においては、一食あたり70円の補助にとどまっているのが現状です。福津市の中学校給食費負担は年額で一人当たり約61,050円であり、複数の子どもを持つ家庭では負担はさらに大きくなっています。さらに昨今の物価高で市民の生活はますます厳しくなっています。

令和8年度、福岡県下では全60市町村中、30の市町村で小学校だけでなく中学校の給食費が無償化されています。無償化されていないけれども、中学生一人当たり月5,000円を補助している大川市や、半額を補助している豊前市や吉富町のような自治体もあります。福津市においては、市政の「3つの柱」の一つとして「教育環境の整備」を挙げています。教育環境の整備の一環としても、学校給食費の無償化に取り組むことをお願いします。

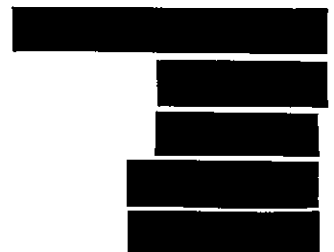
保護者が給食費を払えないなどといった大人の責任や負い目を子どもたちに背負わせる今の給食費制度ではなく、子どもたちが安心して学校へ通える平等な環境を実現する必要があると思います。

すべての子どもたちが給食費の心配なく、安心して、平等に給食が食べられるように福津市でも、学校給食費の無償化が早急に実現されることを望んでいます。

【請願事項】

- ・教育委員会の学校給食費無償化への見解を求めます。
- ・中学校の給食費の保護者負担をゼロにすることを求めます。

請願者 学校給食費の無償化を実現する会



報告第27号

令和8年第6回福津市議会9月定例会への上程議案のうち教育予算（継続費精算報告）に係る意見の申出について臨時代理した件の承認について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29条の規定に基づき、令和8年第6回福津市議会9月定例会に提出が予定されている議案のうち、教育に関する事務に係る歳入歳出予算について定める部分に対する意見の照会があったことに伴い、回答を行うことについて、特に緊急を要し、かつ教育委員会の会議を開催する時間的余裕がないので、福津市教育委員会事務委任規則（平成17年福津市教育委員会規則第7号）第6条第1項の規定に基づき、令和8年8月17日教育長により臨時に代理したので、同条第2項の規定に基づき報告し、承認を求める。

令和8年8月24日

福津市教育委員会
教育長 薄 俊 哉

参 考

○福津市教育委員会事務委任規則（抄） （臨時代理）

第6条 教育長は、緊急やむを得ない事情が生じた場合は、第2条に掲げる事項について臨時に代理することができる。

2 前項の規定により臨時に代理したときは、教育委員会にこれを報告し、承認を受けなければならない。

○地方教育行政の組織及び運営に関する法律（抄） （教育委員会の意見聴取）

第二十九条 地方公共団体の長は、歳入歳出予算のうち教育に関する事務に係る部分その他特に教育に関する事務について定める議会の議決を経るべき事件の議案を作成する場合においては、教育委員会の意見をきかなければならない。

臨時代理書

令和８年第６回福津市議会９月定例会に提出が予定されている議案のうち、教育に関する事務に係る歳入歳出予算について定める部分に対する意見を求められたことについて、緊急を要し、かつ教育委員会の会議を招集する時間的余裕がないので、福津市教育委員会事務委任規則（平成１７年福津市教育委員会規則第７号）第６条第１項の規定に基づき臨時に代理する。

令和８年８月１７日

福津市教育委員会

教育長 薄 俊 哉

臨時代理の内容

令和８年第６回福津市議会９月定例会に提出が予定されている議案のうち、教育に関する事務に係る歳入歳出予算について定める部分に対する意見を求められたことについて、異議のない旨回答する。

理由

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第２９条の規定に基づき、令和８年第６回福津市議会９月定例会に提出が予定されている議案のうち、教育に関する事務に係る歳入歳出予算について定める部分に対する意見の照会があったことに伴い、回答を行う必要がある。

これが、臨時に代理する理由である。

8福教総第339-1号

令和8年8月17日

福津市長 福井 崇郎 様

福津市教育委員会



地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づく
意見について（回答）

令和8年8月13日付8福総第349-1号文書で照会のありました、令和
8年第6回福津市議会9月定例会に提出が予定されている下記の議案につきま
しては、異議がない旨を回答いたします。

記

- ・継続費精算報告について



8 福総第 3 4 9 - 1 号
令和 8 年 8 月 1 3 日

福津市教育委員会 様

福津市長 福 井 崇 郎



地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 2 9 条の規定に基づく
意見の照会について

令和 8 年第 6 回福津市議会 9 月定例会に提出を予定している下記議案について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 2 9 条の規定により、意見を求めます。

記

- ・ 継続費精算報告について

報告第28号

令和8年第6回福津市議会9月定例会への上程議案のうち教育予算（令和8年度福津市一般会計補正予算（第2号））に係る意見の申出について臨時代理した件の承認について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29条の規定に基づき、令和8年第6回福津市議会9月定例会に提出が予定されている議案のうち、教育に関する事務に係る歳入歳出予算について定める部分に対する意見の照会があったことに伴い、回答を行うことについて、特に緊急を要し、かつ教育委員会の会議を開催する時間的余裕がないので、福津市教育委員会事務委任規則（平成17年福津市教育委員会規則第7号）第6条第1項の規定に基づき、令和8年8月17日教育長により臨時に代理したので、同条第2項の規定に基づき報告し、承認を求める。

令和8年8月24日

福津市教育委員会
教育長 薄 俊 哉

参 考

○福津市教育委員会事務委任規則（抄） （臨時代理）

第6条 教育長は、緊急やむを得ない事情が生じた場合は、第2条に掲げる事項について臨時に代理することができる。

2 前項の規定により臨時に代理したときは、教育委員会にこれを報告し、承認を受けなければならない。

○地方教育行政の組織及び運営に関する法律（抄） （教育委員会の意見聴取）

第二十九条 地方公共団体の長は、歳入歳出予算のうち教育に関する事務に係る部分その他特に教育に関する事務について定める議会の議決を経るべき事件の議案を作成する場合においては、教育委員会の意見をきかなければならない。

臨時代理書

令和８年第６回福津市議会９月定例会に提出が予定されている議案のうち、教育に関する事務に係る歳入歳出予算について定める部分に対する意見を求められたことについて、緊急を要し、かつ教育委員会の会議を招集する時間的余裕がないので、福津市教育委員会事務委任規則（平成１７年福津市教育委員会規則第７号）第６条第１項の規定に基づき臨時に代理する。

令和８年８月１７日

福津市教育委員会

教育長 薄 俊 哉

臨時代理の内容

令和８年第６回福津市議会９月定例会に提出が予定されている議案のうち、教育に関する事務に係る歳入歳出予算について定める部分に対する意見を求められたことについて、異議のない旨回答する。

理由

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第２９条の規定に基づき、令和８年第６回福津市議会９月定例会に提出が予定されている議案のうち、教育に関する事務に係る歳入歳出予算について定める部分に対する意見の照会があったことに伴い、回答を行う必要がある。

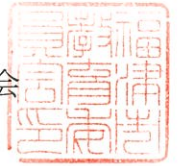
これが、臨時に代理する理由である。

8福教総第339-2号

令和8年8月17日

福津市長 福井 崇郎 様

福津市教育委員会



地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づく
意見について（回答）

令和8年8月13日付8福総第349-2号文書で照会のありました、令和
8年第6回福津市議会9月定例会に提出が予定されている下記の議案につきま
しては、異議がない旨を回答いたします。

記

- ・ 令和8年度福津市一般会計補正予算（第2号）について



8 福総第 3 4 9 - 2 号
令和 8 年 8 月 1 3 日

福津市教育委員会 様

福津市長 福 井 崇 郎



地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 2 9 条の規定に基づく
意見の照会について

令和 8 年第 6 回福津市議会 9 月定例会に提出を予定している下記議案について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 2 9 条の規定により、意見を求めます。

記

- ・ 令和 8 年度福津市一般会計補正予算（第 2 号）について

報告第29号

令和8年第6回福津市議会9月定例会への上程議案のうち教育予算（令和7年度福津市一般会計決算の認定）に係る意見の申出について臨時代理した件の承認について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29条の規定に基づき、令和8年第6回福津市議会9月定例会に提出が予定されている議案のうち、教育に関する事務に係る歳入歳出予算について定める部分に対する意見の照会があったことに伴い、回答を行うことについて、特に緊急を要し、かつ教育委員会の会議を開催する時間的余裕がないので、福津市教育委員会事務委任規則（平成17年福津市教育委員会規則第7号）第6条第1項の規定に基づき、令和8年8月17日教育長により臨時に代理したので、同条第2項の規定に基づき報告し、承認を求める。

令和8年8月24日

福津市教育委員会
教育長 薄 俊 哉

参 考

○福津市教育委員会事務委任規則（抄） （臨時代理）

第6条 教育長は、緊急やむを得ない事情が生じた場合は、第2条に掲げる事項について臨時に代理することができる。

2 前項の規定により臨時に代理したときは、教育委員会にこれを報告し、承認を受けなければならない。

○地方教育行政の組織及び運営に関する法律（抄） （教育委員会の意見聴取）

第二十九条 地方公共団体の長は、歳入歳出予算のうち教育に関する事務に係る部分その他特に教育に関する事務について定める議会の議決を経るべき事件の議案を作成する場合においては、教育委員会の意見をきかなければならない。

臨時代理書

令和８年第６回福津市議会９月定例会に提出が予定されている議案のうち、教育に関する事務に係る歳入歳出予算について定める部分に対する意見を求められたことについて、緊急を要し、かつ教育委員会の会議を招集する時間的余裕がないので、福津市教育委員会事務委任規則（平成１７年福津市教育委員会規則第７号）第６条第１項の規定に基づき臨時に代理する。

令和８年８月１７日

福津市教育委員会

教育長 薄 俊 哉

臨時代理の内容

令和８年第６回福津市議会９月定例会に提出が予定されている議案のうち、教育に関する事務に係る歳入歳出予算について定める部分に対する意見を求められたことについて、異議のない旨回答する。

理由

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第２９条の規定に基づき、令和８年第６回福津市議会９月定例会に提出が予定されている議案のうち、教育に関する事務に係る歳入歳出予算について定める部分に対する意見の照会があったことに伴い、回答を行う必要がある。

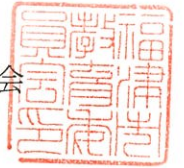
これが、臨時に代理する理由である。

8福教総第339-3号

令和8年8月17日

福津市長 福井 崇郎 様

福津市教育委員会



地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づく
意見について（回答）

令和8年8月13日付8福総第349-3号文書で照会のありました、令和
8年第6回福津市議会9月定例会に提出が予定されている下記の議案につま
しては、異議がない旨を回答いたします。

記

- ・ 令和7年度福津市一般会計決算の認定について



8 福総第 3 4 9 - 3 号
令和 8 年 8 月 1 3 日

福津市教育委員会 様

福津市長 福 井 崇 郎



地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 2 9 条の規定に基づく
意見の照会について

令和 8 年第 6 回福津市議会 9 月定例会に提出を予定している下記議案について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 2 9 条の規定により、意見を求めます。

記

- ・ 令和 7 年度福津市一般会計決算の認定について

報告第30号

令和8年第6回福津市議会9月定例会への上程議案のうち教育に関する事務（工事請負変更契約の締結）に係る意見の申出について臨時代理した件の承認について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29条の規定に基づき、令和8年第6回福津市議会9月定例会に提出が予定されている議案のうち、教育に関する事務について定める部分に対する意見の照会があったことに伴い、回答を行うことについて、特に緊急を要し、かつ教育委員会の会議を開催する時間的余裕がないので、福津市教育委員会事務委任規則（平成17年福津市教育委員会規則第7号）第6条第1項の規定に基づき、令和8年8月17日教育長により臨時に代理したので、同条第2項の規定に基づき報告し、承認を求める。

令和8年8月24日

福津市教育委員会
教育長 薄 俊 哉

参 考

○福津市教育委員会事務委任規則（抄） （臨時代理）

第6条 教育長は、緊急やむを得ない事情が生じた場合は、第2条に掲げる事項について臨時に代理することができる。

2 前項の規定により臨時に代理したときは、教育委員会にこれを報告し、承認を受けなければならない。

○地方教育行政の組織及び運営に関する法律（抄） （教育委員会の意見聴取）

第二十九条 地方公共団体の長は、歳入歳出予算のうち教育に関する事務に係る部分その他特に教育に関する事務について定める議会の議決を経るべき事件の議案を作成する場合においては、教育委員会の意見をきかなければならない。

臨時代理書

令和８年第６回福津市議会９月定例会に提出が予定されている議案のうち、教育に関する事務について定める部分に対する意見を求められたことについて、緊急を要し、かつ教育委員会の会議を招集する時間的余裕がないので、福津市教育委員会事務委任規則（平成１７年福津市教育委員会規則第７号）第６条第１項の規定に基づき臨時に代理する。

令和８年８月１７日

福津市教育委員会

教育長 薄 俊 哉

臨時代理の内容

令和８年第６回福津市議会９月定例会に提出が予定されている議案のうち、教育に関する事務について定める部分に対する意見を求められたことについて、異議のない旨回答する。

理由

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第２９条の規定に基づき、令和８年第６回福津市議会９月定例会に提出が予定されている議案のうち、教育に関する事務について定める部分に対する意見の照会があったことに伴い、回答を行う必要がある。

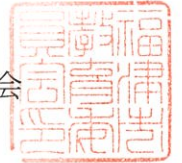
これが、臨時に代理する理由である。

8福教総第339-4号

令和8年8月17日

福津市長 福井 崇郎 様

福津市教育委員会



地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づく
意見について（回答）

令和8年8月13日付8福総第349-4号文書で照会のありました、令和
8年第6回福津市議会9月定例会に提出が予定されている下記の議案につま
しては、異議がない旨を回答いたします。

記

- ・ 工事請負変更契約を締結することについて



8 福総第 3 4 9 - 4 号
令和 8 年 8 月 1 3 日

福津市教育委員会 様

福津市長 福 井 崇 郎



地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 2 9 条の規定に基づく
意見の照会について

令和 8 年第 6 回福津市議会 9 月定例会に提出を予定している下記議案について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 2 9 条の規定により、意見を求めます。

記

- ・ 工事請負変更契約を締結することについて

報告第31号

令和8年第6回福津市議会9月定例会への上程議案のうち教育に関する事務（財産の取得）に係る意見の申出について臨時代理した件の承認について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29条の規定に基づき、令和8年第6回福津市議会9月定例会に提出が予定されている議案のうち、教育に関する事務について定める部分に対する意見の照会があったことに伴い、回答を行うことについて、特に緊急を要し、かつ教育委員会の会議を開催する時間的余裕がないので、福津市教育委員会事務委任規則（平成17年福津市教育委員会規則第7号）第6条第1項の規定に基づき、令和8年8月17日教育長により臨時に代理したので、同条第2項の規定に基づき報告し、承認を求める。

令和8年8月24日

福津市教育委員会
教育長 薄 俊 哉

参 考

○福津市教育委員会事務委任規則（抄） （臨時代理）

第6条 教育長は、緊急やむを得ない事情が生じた場合は、第2条に掲げる事項について臨時に代理することができる。

2 前項の規定により臨時に代理したときは、教育委員会にこれを報告し、承認を受けなければならない。

○地方教育行政の組織及び運営に関する法律（抄） （教育委員会の意見聴取）

第二十九条 地方公共団体の長は、歳入歳出予算のうち教育に関する事務に係る部分その他特に教育に関する事務について定める議会の議決を経るべき事件の議案を作成する場合においては、教育委員会の意見をきかなければならない。

臨時代理書

令和８年第６回福津市議会９月定例会に提出が予定されている議案のうち、教育に関する事務について定める部分に対する意見を求められたことについて、緊急を要し、かつ教育委員会の会議を招集する時間的余裕がないので、福津市教育委員会事務委任規則（平成１７年福津市教育委員会規則第７号）第６条第１項の規定に基づき臨時に代理する。

令和８年８月１７日

福津市教育委員会

教育長 薄 俊 哉

臨時代理の内容

令和８年第６回福津市議会９月定例会に提出が予定されている議案のうち、教育に関する事務について定める部分に対する意見を求められたことについて、異議のない旨回答する。

理由

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第２９条の規定に基づき、令和８年第６回福津市議会９月定例会に提出が予定されている議案のうち、教育に関する事務について定める部分に対する意見の照会があったことに伴い、回答を行う必要がある。

これが、臨時に代理する理由である。

8福教総第339-5号

令和8年8月17日

福津市長 福井 崇郎 様

福津市教育委員会



地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づく
意見について（回答）

令和8年8月13日付8福総第349-5号文書で照会のありました、令和
8年第6回福津市議会9月定例会に提出が予定されている下記の議案につきま
しては、異議がない旨を回答いたします。

記

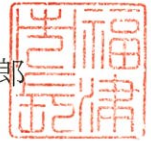
- ・財産の取得について



8 福総第 3 4 9 - 5 号
令和 8 年 8 月 1 3 日

福津市教育委員会 様

福津市長 福 井 崇 郎



地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 2 9 条の規定に基づく
意見の照会について

令和 8 年第 6 回福津市議会 9 月定例会に提出を予定している下記議案について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 2 9 条の規定により、意見を求めます。

記

- ・財産の取得について

教育委員会スケジュール(実績)

月日	曜	事 項	時間	場所	委員	教育長
7月24日	金	教頭研修会	9:00	別館1階大ホール		○
7月29日	水	福津市教育懇話会	18:00	別館1階大ホール		○
7月30日	木	市教職員全員研修会	13:40	カメラアホール		○
		古賀高等学校組合教育委員会	15:00	古賀市役所	農崎委員	○
8月3日	月	庁議	9:00	庁議室		○
8月5日	水	宗像地区「同和」教育研究集会	13:00	津屋崎中学校		○
8月6日	木	総合教育会議	9:30	別館1階大ホール	○	○
		文化財登録証伝達式	13:00	波折神社		○
8月7日	金	国指定史跡「津屋崎古墳群」整備指導委員会	14:00	庁議室		○
		サポート会議	14:30	別館2階会議室3		○
8月8日	土	「シンたまてばこ」出版記念・読者のつどい	11:00	宗像ユリックス		○
8月15日	土	津屋崎慰霊祭	18:30	お魚センター うみがめ		○
8月17日	月	庁議	13:30	庁議室		○
8月18日	火	高校生プロジェクト	17:00	ふくとびあ		○
8月19日	水	退職小学校長会・現職小学校長会 合同研修会	15:30	福津市内		○
8月20日	木	福岡県市町村教育委員会連絡協議会教育長研修会	13:00	柳川市民文化会館		○
8月21日	金	防災会議	15:00	別館1階大ホール		○
8月24日	月	令和8年福津市教育委員会第8回定例会	9:30	別館1階大ホールAB	○	○
		文化財保護審議会	13:30	庁議室		○

教育委員会スケジュール(予定)

[illegible]